

随意契約理由書

現在、大阪府立貝塚南高等学校から排出される汚水は、住宅まちづくり部より行政財産の使用許可を受けて、大阪府営貝塚橋本第2住宅の売却予定地に敷設されている污水管に放流しています。本工事は、この污水管が用地売却に向けた法面造成・擁壁工事の支障になるため、大阪府営貝塚橋本第2住宅敷地内の下水道本管に污水放流先を変更するものです。

本工事は、令和元年8月30日に入札公告を行い、9月19日に開札したところ、1者のみの入札であったため、不調に終わりましたが、住宅まちづくり部が実施予定の法面造成・擁壁工事に支障のないよう、令和元年度中に工事を完成させる必要があります。

また、本工事は学校を運営しながら施工を行うため、工程上の制約が多く、工期に余裕がないことから、再度公告入札を実施した場合に比べ、より早期に契約が可能な随意契約が妥当と考えます。

以上のことから、「大阪府立貝塚南高等学校下水道放流切替工事」の入札者1者に加えて、貝塚市排水設備工事指定業者のうち、所在地が貝塚市内であり、かつ受注希望工種として『教育庁』『管工事』『C等級』で登録している1者を加えた、2者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で最も安価な価格を提示した者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うものです。